

常吉西臨港緑地の魅力向上・管理運営事業者募集 質疑に対する回答（第2回）

No.	質問箇所	質問内容	回 答
1	募集要項 3ページ	事業スキームにおいて、事業用定期借地権設定契約は20年となっておりますが、提案書における事業スケジュールにおいても、事業スタート以降20年間のスケジュール提案が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。 詳細については、提案書類 様式6-5「事業スケジュール」をご確認ください。
2	募集要項 24ページ	実施体制において、事業体制表への各固有名詞を記載しても良いのでしょうか。例えば、表現として「事業者」・「運営者」のような表現とするのでしょうか。	応募者については会社名や商標の表示、ロゴマークなど応募者の所属する法人等が判る表現は禁止とします。協力者や委託先については固有名詞で記載してください。ただし、計画提案審査時は固有名詞を黒塗りした状態で選定委員会が審査します。 提案書類作成の注意事項については、募集要項19ページ「第3応募条件・応募方法 4.応募に必要な書類」をご確認ください。
3	募集要項 22ページ	事前に提出する提案資料での収支計画と別日程の12/22に行われる価格提案審査時の入札金額の乖離が出た場合はどうするのでしょうか。	提案書類 様式7「価格提案書」は計画提案書類と同時に封緘して提出する必要があるため、提出後の金額変更はできません。 そのため提案書類 様式6-7「資金計画及び収支計画」に記載する金額と乖離が生じないように作成してください。
4	別紙4	別紙4に示されている当該敷地内にある許可物件(信号機・公衆電話等)は存置とし、撤去不可との理解で良いのでしょうか。また、別紙4に明記されていない既存物については整備計画で撤去することは可能でしょうか。	募集要項 別紙4「常吉西臨港緑地許可物件等情報」(以下、「許可物件等情報」という)に示す「(ウ)信号機等」については、撤去不可とします。信号機等に関するその他の留意事項については、募集要項 別紙1「物件調書等2ページ 特記事項10」をご確認ください。 また、許可物件等情報に示す「(カ)許可物件(公衆電話)」等の許可物件については、募集要項 別紙1「物件調書等2ページ 特記事項13」をご確認ください。 なお、許可物件等情報及び募集要項 別紙3「設備リスト」に明記されていない設備及び工作物等については、本市協議を行い、承諾を得たうえで撤去可能とします。
5	別紙4	上記の観点より、事業計画上敷地内に点在する既存のスプリンクラー(ポール状のもの)・街灯は撤去してもよろしいでしょうか。	本件緑地内の既設スプリンクラーについては、撤去可能です。 また、街灯については本市協議を行い、承諾を得たうえで撤去可能とします。 その他既設設備の撤去可否については、募集要項 別紙3「設備リスト」をご確認ください。

No.	質問箇所	質問内容	回答
6	全体	南側敷地の歩道との敷地境界が不明です。事業計画上明確にしたいのですが、測量図又は座標やレベルが示された配置図を開示頂くことは可能でしょうか。	敷地境界を示す測量図(座標含む)及びレベルが示された配置図等の図面等関係書類の閲覧が可能ですので、募集要項22ページ「第3応募条件・応募方法 7.関係資料の閲覧」に記載する問い合わせ先に直接電話で事前予約をお願いします。
7	全体	給排水図が明確に記された資料は開示頂くことはできますでしょうか。	質問No6をご参照ください。